

第九号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成三年七月江戸川区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「という。」には「の下に「、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般」を「一般」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第六条中「職員の退職手当に関する条例」を「江戸川区職員の退職手当に関する条例」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日に

3

おけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員
の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項の規定による
給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の
前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣され
る職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項の規定
による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達し
ないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間
の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割
合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。
一 施行日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百
二 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十
三 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 百分の四十
3 施行日から平成二十三年九月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣
の期間が更新された職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。）に係
る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第四条
第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」とい
う。）が、これらの日において旧条例第四条第一項の規定を適用したとした場
合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」
という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の

各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| 一 | 施行日から平成二十四年三月三十一日まで | 百分の百 |
| 二 | 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 百分の七十 |
| 三 | 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 百分の四十 |

(説明)

区が支給する給与と派遣先機関が支給する報酬との合計が、外務公務員給与を超えないようにするため、区からの支給割合に係る規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。